

第一回福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会  
議事録

日 時：令和7年7月14日（月） 14:00～16:00

場 所：福岡県庁 特9会議室

出席者：鮎川 透（公益社団法人福岡県建築士会会長）  
神野 達夫（九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門教授）※委員長  
堺 純一（福岡大学工学部建築学科教授）※副委員長  
重松 正幸（一般社団法人日本建築構造技術者協会九州支部支部長）  
柴田 桂（福岡市住宅都市みどり局建築指導部部長）  
成松 宏（福岡県総務部防災危機管理局 局長）  
野口 秀昭（福岡県建築都市部次長）  
山口 甲秀（福岡県県土整備部次長）

※50音順 敬称略

- 次 第：1. 福岡県挨拶  
2. 委員の紹介  
3. 委員会設置要綱について  
4. 委員長の選出・副委員長の指名  
5. 議事  
（1）委員会の公開について  
（2）現行計画の概要及び耐震化促進施策の実施状況について  
（3）計画の改定方針及び改定スケジュールについて

配布資料：資料1 福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会委員名簿  
資料2 福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会設置要綱（案）  
資料3 福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会の公開等について（案）  
資料4 福岡県耐震改修促進計画（H27改定）の概要  
資料5 耐震化促進施策の実施状況について  
資料6 計画改定方針  
資料7 福岡県耐震改修促進計画 改定スケジュール（案）  
参考資料1 耐震改修促進法改正（H25.11.25）への対応状況  
参考資料2 避難路沿道建築物調査の概要

## 議事要旨

### ■委員長の選出・副委員長の指名

- ・福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会設置要綱第2条第3項の規定により、委員の互選により、委員長に神野委員を選出した。
- ・福岡県耐震改修促進計画改定検討委員会設置要綱第2条第4項の規定により、神野委員長が副委員長として堺委員を指名した。

### ■委員会の公開について

事務局：資料3により説明（略）。

委員：議事要旨を作成された後、メンバーに確認をして公開、という認識でよいか。

事務局：はい。

（公開について了承）

### ■現行計画の概要及び耐震化促進施策の実施状況について

事務局：資料4、5により説明（略）。

委員：資料4左下の「耐震化目標」で特定建築物と住宅の割合が示されているが、この割合の分母は当初から変わっていないという認識でよいか。

事務局：新築分が追加されているので、分母も増えている。

委員：この割合の表示では、耐震改修が必要な旧耐震の建物が、補強、建替え、除却により耐震化されたことが分かりづらい。

委員：私も同様に感じた。パーセンテージだけでは実感が湧きにくい。戸数や棟数で示す表現も加えた方が分かりやすい。

委員：全体としては耐震化が進んでいることや新築が増えたと認識できるが、既存建物がどうなったかは把握しづらい。

委員：可能であれば、数値を加えてほしい。

事務局：分母は住宅土地統計調査やアンケートに基づき棟数を比較している。国がパーセンテージで目標を設定しているため、県のKPIもそれに準じている。ただ、パーセンテージと実数を両方示さないとわかりにくいと思っている。なお、目標設定にあたっては、国のKPIも参考にしながら検討していく。

委員：参考資料1の「防災拠点建築物を指定し耐震診断を義務化」について、市町村が希望すれば100%指定されるのか。

事務局：基本的には市町村から県の計画に記載してほしいという意見があれば、随時反映している。

委員：市町村数はどの程度か。市が多いのか。

事務局：現計画の62～64ページに記載しているが、約7割が市である。

委員：資料5の「3.住宅の耐震化 1）（2）」に「全市町村で木造戸建て住宅建築への耐震改修補助制度創設」とあるが、市町村によって補助内容に差はあるのか。

- 事務局 : 県は市町村の負担がなくても 30 万円を補助する。市町村が負担しない場合は県からの 30 万円のみ。市が上乗せする場合は、県・市・国の協調補助となる。福岡市では最大 150 万円の補助となっている。
- 委員 : 制度はあるが市町村が負担しない例もあるのか。
- 事務局 : ある。約 20 市町村が該当する。
- 委員 : 約 3 分の 1 の市町村が上乗せしていないということか。
- 事務局 : はい。市町村が負担すれば県も補助し、国も同額を補助する形になるため、少額の負担でも大きな補助となる。福岡市のように 150 万円補助の自治体がある一方、30 万円の市町村もある。耐震化促進のため、加算を推奨しており、県・国も協力する姿勢で周知を進めている。
- 委員 : 補助額によって耐震化率に差が出ているか。
- 事務局 : 分析を行ったが、補助件数が年間 2～3 件と少ない市町村もあり、補助額と耐震化率との因果関係は明らかにならなかった。
- 委員 : 市町村で上乗せしていないところは、財政的な理由が大きいと思う。県が補助のために確保している予算は実際どのぐらい使われているのか。
- 事務局 : 通常では、申請ベースになるので、予算を使い切るというのはなかなかない。資料 5 の「3. 住宅の耐震化 1)」の耐震改修補助件数でわかるとおり、昨年 1 月 1 日の能登半島地震以降、建物を調査する耐震診断の申請が伸び、耐震診断の結果、実際に耐震性がなかったものについては耐震改修をするという流れのピークが令和 6 年に来た。これはかなりの伸びで、福岡市は補正予算で対応、県も予算を使い切った。今年は少し多めに準備をしているが、通常は使い切るというのはなかなかない。相談件数などは高い水準を維持している。
- 委員 : 福岡県西方沖地震の後、福岡市では耐震診断と補助金が増加したが、時間が経つにつれ関心が薄れている。能登半島地震も同様である。警固断層の南側が動いたら危険だという話をしても、実感を持って聞いてもらえないのが現状である。
- 委員 : 建築士会連合会では毎年 7 月 1 日の建築士の日に合わせて、歴代会長によるレクチャーを実施、今年は防災をテーマにしている。講習会で、木造の軸組模型で、筋交いの有るものとならないものを揺らす実演を行う予定である。春に福岡市内の公民館で同様の実演を行った。実際に壊れる様子はインパクトが大きく、耐震化率の低い地域や、警固断層南側など地震の確率の高い地域で実演会を行うという戦略も必要である。壊れてから補助するより、事前の啓発活動に予算を使う方が効果的である。防災教育は全国で行われているが、壊れる模型や仮設トイレの使い方などは高齢者の関心を引きやすい。リアルな体験を通じて、耐震化の必要性を伝えるべきである。
- 委員 : やはり実際に見ることは我々にとってもインパクトが大きい。昨年、仙台の被災地を訪問し、被災した学校を保存している施設を見学した。そこには当時の教員による記録パネルがあり、RC 建物が揺れる際の音で恐怖を感じたと記されていた。こうした実体験が耐震化促進につながると考える。JSCA では、実際の建物ではないが免震体験車を用いて市民が揺れを体験できる取り組みを年 1 回程度実施している。
- 委員 : 今後の対策として重要な指摘である。
- 事務局 : 福岡県では「住まいの耐震化教室」を市町村と連携して各地域で実施している。模型を用い

た筋交いの有無による倒れ方の実演は、参加者の関心を高め、耐震診断への動機づけにもつながっている。引き続き、取り組みを強化していきたい。

委員：福岡県には昭和56年以前の古いRC共同住宅が多数存在する。協議会でアンケート調査が実施された。木造戸建て住宅は個人の責任だが、共同住宅は避難通路を塞ぐ可能性もあり、強度不足の建物もあるため、追加の検討が必要である。

委員：資料5の「1. 公共建築物の耐震化」において、耐震化されていない建物が4棟ある。理由は経済的な問題か。

事務局：建替えの方向で検討が進んでいるが、完了までに時間を要する見込みである。

委員：建替え時期は未定ということか。

事務局：例えば朝倉市では庁舎の建替え工事が進行中であり、令和7年度に建替え予定である。工事完了後に旧庁舎を解体する計画である。

委員：建替えが進んでいる施設ばかりが目立ちはすが、議論が進んでいない施設こそ重点的に対応すべきではないか。新計画に施策として盛り込む必要はないかもしれないが、動向はきちんと把握すべきである。

#### ■計画の改定方針及び改定スケジュールについて

事務局：資料6、7により説明（略）。

委員：令和7年3月に道路啓開計画を改定した。啓開ルートを選定にあたっては、道路が閉塞するリスクの高いルートを可能な限り避けることとしており、避難路沿道建築物調査は重要な調査である。今後も連携して進めたい。

委員：沿道建築物調査は、指定の道路をカメラで撮影し、自動処理されるのか。それとも手作業で確認するのか。

事務局：建物抽出は自動化していない。画像のデータ化や高さの測定は一部自動化されているが、抽出候補の選定は安全側で目視確認を行う予定である。

委員：自動化による精度を心配したが、目視で安全側に確認するなら大丈夫だと思う。作業量が多く、スケジュールが間に合うか懸念がある。

事務局：沿道建築物の調査は道路調査とは別に集中して実施する。危険建物の位置を把握し、前回調査との比較も行う。報告は第3回か第4回になる見込みで、進捗は適宜報告する。

委員：追加された緊急輸送道路に通行障害建築物がどの程度あるか調査されると思うが、既存道路の障害建築物の現状把握は行うのか。

事務局：既存部分については、倒壊の可能性がある建物もあるが、迂回路があるため通行障害建築物には指定していない。新規路線に集中して調査を行う予定である。既存部分は市町村に照会し、解体や建替えの状況を把握する。

委員：前回と今回の調査は同じ精度で実施されるのか。

事務局：精度は同じである。追加分は約300kmであり、何とか間に合わせたい。

委員：追加部分だけでなく、既存の沿道建築物に対する施策も検討すべきではないか。資料では追加部分のみが対象に見える。

事務局：参考資料2の調査は追加部分のみだが、施策は全体を再検討する予定である。

委員：緊急輸送道路と避難路の定義について、幅員などの基準はあるのか。参考資料2の幅員4m道路では、倒壊より火災時の避難が困難になる方が問題である。指定基準を教えてください。

事務局：幅員の規定はないが、緊急輸送道路は高速道路、一般国道、幹線道路など、防災拠点を結ぶ路線が対象である。

委員：防災拠点を結ぶ道路として幅員4mは現実的ではない。

事務局：県が指定する緊急輸送道路に幅員4m未満の道路は含まれていない。

委員：了解した。

委員：資料6の「2）計画期間について」に「必要に応じて計画の見直しを行う」とあるが、定期的な見直しではなく、必要時に都度見直すということか。必要性の判断基準は何か。

事務局：耐震改修促進法の改正や国の基本方針の改定などを想定している。

委員：国の目標を下回る設定はあり得ないという理解でよいか。

事務局：はい。

以上